

令和5年度

鳴門市国民健康保険運営協議会
議案書

◎日時 令和5年8月31日(木)13:30～

◎会場 鳴門市役所共済会館3階 大会議室

1. 会議次第

(1) 開 会

(2) 市 長 あ い さ つ

(3) 会 長 あ い さ つ

(4) 議 事 録 署 名 者 選 任

(5) 議 事

第1号議案 令和4年度国民健康保険特別会計決算について

その他の報告について

(6) 閉 会

令和4年度 国民健康保険特別会計決算について

(単位：千円)

(歳入)

区 分			予算現額 (A)	決算額 (B)	差引増減 (B-A)	説 明		
国 保 料	一 般	現 年	医 療 分	932,935	940,674	7,739	保険料のうち国保事業費納付金（医療給付費分）等に充てられるものです	
		後 期 支 援 分	274,406	276,696	2,290	保険料のうち国保事業費納付金（後期高齢者支援金分）に充てられるものです		
		介 護 分	95,204	96,169	965	保険料のうち国保事業費納付金（介護納付金分）に充てられるものです		
		過 年	医 療 分	19,649	21,999	2,350	前年度までに納付されなかった保険料です（滞納繰越）	
			後 期 支 援 分	5,728	6,237	509		
			介 護 分	3,041	3,210	169		
	小 計		1,330,963	1,344,986	14,023			
	退 職	現 年	医 療 分	0	0	0		●退職被保険者 国保の被保険者であって65歳未満のかた、原則として被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者（加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上）が対象となります
		後 期 支 援 分	0	0	0			
		介 護 分	0	0	0			
		過 年	医 療 分	75	42	△ 33		
			後 期 支 援 分	20	11	△ 9		
			介 護 分	21	10	△ 11		
小 計		116	63	△ 53				
合 計			1,331,079	1,345,049	13,970			
督 促 手 数 料			500	339	△ 161			
県 支 出 金	保 険 給 付 費 等 交 付 金	普 通 交 付 金	5,157,725	4,959,861	△ 197,864	県が市町村に交付する交付金の中で、市町村が保険給付に要した費用について交付される普通交付金と、市町村の財政状況などに応じて交付される特別交付金があります。普通交付金は国・県の公費、各市町村からの納付金のほか、被用者保険からの拠出金等を財源とした前期高齢者交付金等からなります。		
		特 別 交 付 金	103,515	137,533	34,018			
		小 計	5,261,240	5,097,394	△ 163,846			
	合 計			5,261,240	5,097,394	△ 163,846		
一 般 会 計 繰 入 金	保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	251,381	251,381	0	低所得者を対象とした保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです			
	保 険 者 支 援 制 度 繰 入 金	147,743	147,743	0				
	未 就 学 児 均 等 割 保 険 料	2,020	2,021	1	未就学児の均等割保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです。			
	職 員 給 与 費 等	137,105	137,104	△ 1	国民健康保険関係職員や事務に係る費用です			
	出 産 育 児 一 時 金	3,898	3,898	0	出産育児一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです			
	財 政 安 定 化 支 援 事 業	85,789	85,789	0	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです			
	合 計		627,936	627,936	0			
諸 収 入	延 滞 金	1,510	1,881	371				
	第 三 者 納 付 金 ・ 返 納 金	8,050	14,614	6,564	交通事故等第三者が負担すべき医療費について第三者から納付されたものや不当利得等による医療費の返納金です			
	利 子 及 び 配 当 金	12	13	1	財政調整基金の運用利子です			
	指 定 公 費 負 担 医 療 費 納 付 金	50	0	△ 50				
	そ の 他 雑 入	0	0	0				
	合 計		9,622	16,508	6,886			
繰 越 金			62,133	62,134	1	前年度会計からの繰越金です		
財 政 調 整 基 金 繰 入 金			0	0	0	国保会計の安定化のために財政調整基金から繰り入れるものです		
繰 上 充 用 金			0	0	0			
歳 入 合 計			7,292,510	7,149,360	△ 143,150			

令和4年度 国民健康保険特別会計決算について

(単位：千円)

(歳出)

区 分		予算現額 (A)	決算額 (B)	差引増減 (B-A)	説 明		
総務費	一般管理費	職員給与費	45,477	44,350	△ 1,127	国民健康保険関係職員(資格・給付)に係る費用です	
		電算共同処理関係費	27,746	27,718	△ 28	国保連合会の共同処理に係る費用です	
		その他事務費	7,912	7,629	△ 283	国保事業の運営に係る一般管理費用です	
		医療費適正化特別対策事業費	11,466	9,639	△ 1,827	医療費適正化のためのレセプト点検等の費用です	
		基金積立金	7,644	7,644	0	財政調整基金への積立金です	
		連合会負担金	13,477	13,477	△ 0	国保連合会への業務委託のための負担金です	
	小計	113,722	110,456	△ 3,266			
	賦課徴収	職員給与費	27,356	26,682	△ 674	国民健康保険関係職員(賦課・収納)に係る費用です	
		賦課徴収費	11,018	10,576	△ 442	国民健康保険料の賦課・徴収事務に係る費用です	
		収納率向上特別対策事業費	5,852	5,153	△ 699	国民健康保険料の収納率向上に係る費用です	
	小計	44,226	42,412	△ 1,814			
	運営協議会費	397	111	△ 286	運営協議会に係る費用です		
	合計	158,345	152,979	△ 5,366			
保険給付費	療養諸費	一般	療養給付費	4,404,153	4,256,273	△ 147,880	療養費用(医療・薬剤等)の個人負担分を除いた残りを保険給付するものです
			療養費	40,184	38,149	△ 2,035	補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後申請により保険給付するものです
			小計	4,444,337	4,294,421	△ 149,916	
		退職	療養給付費	100	0	△ 100	
			療養費	10	0	△ 10	
			小計	110	0	△ 110	
	審査支払手数料	21,914	21,031	△ 883	レセプトの審査に係る費用です		
	計	4,466,361	4,315,452	△ 150,909			
	高額療養費	一般高額療養費	691,038	658,524	△ 32,514	医療費の1ヶ月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付するものです	
		退職高額療養費	10	0	△ 10		
		一般高額介護合算療養費	500	242	△ 258	1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が限度額を超えた場合に、超えた額を保険給付するものです	
		退職高額介護合算療養費	30	0	△ 30		
		計	691,578	658,766	△ 32,812		
		移送費	20	0	△ 20	疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により、緊急に入院・転院の必要があり、移送された場合に給付するものです	
		出産育児一時金	16,800	10,068	△ 6,732	被保険者の出産に対して給付するものです	
		出産育児一時金支払手数料	9	5	△ 4	出産育児一時金の支払に係る国保連合会への手数料です	
		葬祭費	2,000	1,680	△ 320	被保険者の死亡に伴い給付するものです	
		傷病手当諸費	1,218	798	△ 420	新型コロナにより休業した被用者に対して給付するものです	
	合計	5,177,986	4,986,769	△ 191,217			
国保納付金費	医療給付費分	1,332,707	1,332,706	△ 1	保険給付費などの見込額から、国や県の公費、前期高齢者交付金等で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定します。市町村は保険料などにより、納付金を納めます。		
	後期高齢者支援金等分	394,211	394,210	△ 1			
	介護納付金分	136,939	136,938	△ 1			
	合計	1,863,857	1,863,855	△ 2			
共同事業拠出金	5	0	△ 5				
事業費	保健事業費	22,587	18,767	△ 3,820	人間ドック等被保険者の健康増進等に関する費用です		
	特定健診等事業費	61,670	41,478	△ 20,192	特定健診・特定保健指導に係る費用です		
	合計	84,257	60,245	△ 24,012			
諸支出金	保険料還付金	4,172	2,650	△ 1,522			
	償還金	1,838	1,703	△ 136	還付保険料に付随する加算金などです		
	指定公費負担医療費	50	0	△ 50			
	合計	6,060	4,353	△ 1,708			
予備費	2,000	0	△ 2,000				
歳出合計	7,292,510	7,068,200	△ 224,310				
令和5年度への繰越額				81,159			

【その他の報告】

1. 令和4年度特定健康診査・特定保健指導について

(1) 特定健診及び特定保健指導対象者の値

令和4年度の特定健診については、対象者9,293人、受診者3,569人、受診率38.4%であり、前年度と比較して、0.6ポイントの減少となっております。

診療情報提供事業（みなし健診）の実施者は30名、他の健診結果提供者は10名となっております。

今後においても、通知物や架電による勧奨を積極的に行い、受診率の向上を図ります。

①特定健診及び特定保健指導対象者の推移

※令和5年7月末時点

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診	対象者数	10,493人	10,231人	10,226人	9,951人	9,293人
	受診者数	3,329人	3,291人	3,793人	3,878人	3,569人
	受診率	31.7%	32.2%	37.1%	39.0%	38.4%
	目標値	35%	40%	45%	50%	60%
特定保健指導	対象者数	472人	460人	517人	480人	479人
	動機づけ支援	373人	379人	424人	397人	396人
	積極的支援	99人	81人	93人	83人	83人
	実施者数	279人	352人	329人	317人	330人
	動機づけ支援	255人	315人	309人	276人	282人
	積極的支援	24人	37人	20人	41人	48人
	実施率	59.1%	76.5%	63.6%	66.0%	68.9%
	目標値	55%	60%	60%	60%	60%

※平成30年度からは第3期特定健康診査等実施計画

②鳴門ふれあい健康館での集団健診実施状況

年度	実施日	実施延べ人数			内訳		合計	
		特定健診 (括弧はヤング健診再掲)	頸部超音波検査	PSA検査 (H30より実施)	男性	女性		
令和4年度	7月23日(土)	40人(6人)	25人	21人	23人	19人	42人	
	9月14日(水)	29人(3人)	25人	18人	20人	21人	41人	
	11月26日(土)	54人(8人)	22人	25人	33人	37人	70人	
	12月5日(月)	51人(7人)	22人	12人	22人	35人	57人	
	12月21日(水)	45人(3人)	26人	21人	35人	26人	61人	
	12月22日(木)		23人		6人	17人	23人	
	合計	219人(27人)	143人	97人	139人	155人	294人	
前年度比		84	24	23	26	41	44	85

(2) 受診勧奨実施状況について

- ①広報なると、庁内モニター、LINE、Twitterを活用したPR
- ②特定健診と頸部超音波検査・前立腺がん検診等を組み合わせた集団健診の実施
- ③専門職（保健師・管理栄養士）を配置したコールセンター方式による受診勧奨
- ④既往歴や受診歴等から分類化した、効果的な個別受診勧奨通知の実施
- ⑤受診勧奨リーフレットの作成、配布
- ⑥商工会議所と連携し、事業主健診（職場健診）受診者への情報提供の周知

2. 令和4年度保健事業実施状況について

鳴門市国民健康保険加入者の健康の保持増進のため、継続的な事業の実施を目的とした「鳴門市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、令和4年度においても、重症化予防・発症予防への取り組みとして、下記の事業を実施しました。

①糖尿病精密検査(75g経口ブドウ糖負荷試験)事業

【事業目的】

糖尿病の疑いが否定できない者及び将来糖尿病を発症するリスクが高い方に対し、検査を行うことにより、適切な治療及び保健指導につなげる。

【評価】

	実施期間	事業内容	事業対象者	実施者	実施率
令和4年度	令和4年10月～	75g糖負荷検査 保健師・管理栄養士による保健指導	141人	23人	16%

- ・検査実施者については、実施後、生活習慣の改善がみられる。
- ・事業対象者は、毎年同じ者が抽出される傾向があるが、検査の意義や必要性について理解してもらえよう継続した支援に努める。

②受診勧奨判定値を超えている者への対策

【事業目的】

特定健康診査受診者のうち、健診結果で受診勧奨判定値を有する方で、生活習慣病未治療の方に対して受診勧奨及び保健指導を行うことにより、重症化の予防を図る。

【目標指標】

事業対象者への面接率：60%（訪問・来所相談を含む）

【評価】

	実施期間	事業内容	事業対象者	実施者	実施率	目標達成率
令和4年度	令和4年6月～令和5年3月	保健師の個別訪問による受診勧奨・保健指導	154人	62人	40%	67%

- ・看護師等が訪問し、受診勧奨及び保健指導を行うことで、自分自身の身体を理解し、生活習慣の改善等につながった。
- ・保健指導実施後には、レセプト等により、受診につながったかを確認し、未受診者には継続した支援を行う。

③早期介入保健指導事業(若年者健診)

【事業目的】

20歳～39歳の被保険者を対象に健診を実施することにより、若年期からの生活習慣病の発症予防・重症化予防を図る。また、健診結果が生活習慣病予備群や受診勧奨判定値を超えている方に対して保健指導を行う。

【目標指標】

- ・被保険者の健診受診者数：30人
- ・保健指導対象者への面接率：100%

【評価】

	実施期間	事業内容	事業対象者	実施者	実施率	目標達成率
令和4年度	令和4年7月～令和4年12月	集団健診により5回実施	30人	27人	90%	90%
	令和4年8月～令和5年3月	保健師の個別訪問による受診勧奨・保健指導	10人	10人	100%	100%

- ・広報誌やSNS（LINE、Twitter）の活用により、若年期からの健診の必要性を広く周知したが受診につながらなかった。
- ・健診受診者に対して保健師による保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防につなげた。
- ・健診受診者は少数であるが、アンケートの実施等若年層のニーズにあった健診が提供できるように努める。

④重症化予防事業

(1) 重症化予防対象者（糖尿病）

【事業目的】

特定健康診査受診者で、情報提供該当者のうち（特定保健指導対象者を除く）糖尿病未治療の方や糖尿病のコントロール不良に該当する方への保健指導を行うことにより、糖尿病の重症化を防ぐ。

【目標指標】

事業対象者への面接率：60%（訪問・来所相談を含む）

【評価】

	実施期間	事業内容	事業対象者	実施者	実施率	目標達成率
令和4年度	令和4年6月～令和5年3月	保健師・管理栄養士の個別訪問による保健指導	89人	55人	62%	103%

(2) 重症化予防対象者（CKD）

【事業目的】

特定健康診査受診者で、情報提供該当者のうち（特定保健指導対象者を除く）腎臓専門医に紹介が必要な方に対して、保健指導を行うことにより、腎機能の低下を遅延させ、人工透析の導入を予防する。

【目標指標】

事業対象者への面接率：60%（訪問・来所相談を含む）

【評価】

	実施期間	事業内容	事業対象者	実施者	実施率	目標達成率
令和4年度	令和4年6月～令和5年3月	管理栄養士の個別訪問による保健指導	93人	74人	80%	133%

- ・訪問による保健指導を行うことで、自分自身の身体を理解し、生活習慣の改善及び医療機関受診につながった
- ・治療や健診受診を中断させないように、継続した支援に努める。
- ・不在の場合には、資料を工夫し通知等で情報提供していくことが必要である。

⑤糖尿病性腎症重症化予防事業

【事業目的】

糖尿病性腎症の方で、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される方（人工透析導入前段階）に対して、医療機関と連携して保健指導を行うことにより、腎機能の低下を遅延させ、人工透析の導入を予防する。

【目標指標】

- ・事業対象者への面接率：80%（訪問・来所相談を含む）

【評価】

	実施期間	事業内容	事業対象者	実施者	実施率	目標達成率
令和4年度	令和4年6月～令和5年3月	保健師・管理栄養士の個別訪問による保健指導	98人	81人	83%	103%

- ・管理栄養士による保健指導の実施により、食生活が改善され重症化予防につながった。
- ・医師との連携を図ることで、重症化予防につながり、人工透析への移行を防止することができた。

⑥特定保健指導未利用者対策

※令和3年度から実施

【事業目的】

特定保健指導未利用者に対し、利用勧奨の通知を実施し利用を促す。また、未利用者には訪問した際に、未利用の理由を確認し分析することで、特定保健指導の方法や指導内容を検討する。

【目標指標】

利用勧奨後の特定保健指導率：20%

【評価】

	実施期間	事業内容	事業対象者	実施者	実施率	目標達成率
令和4年度	令和5年3月～	利用勧奨通知の送付・保健師による個別訪問	258人	15人	6%	29%

- ・特定保健指導対象者で、拒否の連絡があった方や資格喪失者を除き、申込みのない方に担当保健師が訪問を実施することで利用率の向上に努める。
- ・未受診の理由としては、時間がない、取り組む意志がない、治療を開始したなどである。

⑦頸部超音波検査（詳細検査）

※令和3年度から実施

【事業目的】

頸動脈に特化した検査を実施することで、早期に頸動脈の肥厚やプラークの状態を把握し、生活習慣の改善や、精密検査・治療が必要な方を医療につなげる。

【評価】

	実施期間	事業内容	事業対象者	実施者	実施率
令和4年度	令和5年1月～	頸部超音波検査（詳細検査）	166人	28人	17%

- ・事業対象を40歳～64歳の特定保健指導対象者としたことで、保健指導実施率の低い若い世代に保健指導を行い、医療につなげることができた。
- ・事業実施者からは、血管の状態をイラストやプラークスコア等を使用して評価することで自身の血管の状態を知り、生活習慣の改善につながったという声が多く聞かれた。
- ・集団健診のオプションとして実施している頸部超音波検査についても、保健指導対象者には、保健師が頸部超音波検査の結果説明を行い、精密検査対象者については、医療機関への受診状況等の確認を行っている。

鳴門市国民健康保険運営協議会委員委嘱者名簿

任期 令和5年8月10日～令和6年7月31日

	氏 名	職 名 (所 属)	備 考
公益代表委員 8名	秋 田 美 代	鳴門教育大学副学長	会長
	大 黒 三 義	鳴門市自治振興連合会里浦地区会長 (元鳴門市自治振興連合会副会長兼福祉部長)	副会長
	梶 達 矢	鳴門市議会議員	
	上 田 公 司	鳴門市議会議員	
	長 濱 賢 一	鳴門市議会議員	
	佐 藤 純 子	徳島県東部保健福祉局副局長兼徳島保健所長兼吉野川保健所長	
	保 岡 正 治	徳島県慢性期医療協会会長	
	邊 見 達 彦	徳島県鳴門病院病院長	
医療機関等代表委員 8名	吉 田 成 仁	鳴門市医師会会長	
	鷗 飼 伸 一	鳴門市医師会副会長	
	元 木 康 文	鳴門市医師会副会長	
	山 上 敦 子	鳴門市医師会	
	齋 藤 勤	鳴門市医師会	
	中 森 義 昭	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会会長	
	日 下 淳	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会副会長	
	川 根 正 則	徳島県薬剤師会鳴門支部長	
被保険者代表委員 8名	出 口 静 江		新任
	漆 原 光 枝		
	森 北 由 里		
	澤 口 敬 明		
	浜 川 博 満		
	藤 本 雅 史		
	勘 川 昌 宏		
	岡 本 啓 一		
被用者保険等保険者代表委員 (2名)	濱 中 博	健康保険組合連合会徳島連合会常任理事	
	今 井 信 孝	全国健康保険協会徳島支部企画総務グループ長	

—メモ—